

地域・保護者の皆様へ 五霞町教育委員会からのお知らせ



令和5年4月

学校における働き方改革

本年度も継続して進めていきますのでご理解をお願いいたします

法律による時間外勤務の上限の設定

法律の改正により、月に合計45時間（年に合計360時間）を超える時間外勤務が原則できなくなります。部活動を含めた土・日・祝日の勤務も対象となります。

先生たちの勤務状況の改善と現状

令和3年度より本格的に取り組み始めた「働き方改革」により大きな改善が見られましたが、まだ多くの先生が年間360時間を超えて勤務をしている状況です。

新しい時代に対応する教育の推進

外国語教育、プログラミング教育、道徳教育、一人一台端末を効果的に活用した授業づくり等を推進するためには、先生たちの研修時間の確保が必要です。

文部科学省ホームページより抜粋

- 我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革が急務。
- ‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方の中で、教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない。
- 学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。
- 学校の働き方改革は、先生を楽にするためのものではない。これまでの先生の働き方を見直し、毎日元気に子供たちの前に立って、未来につながる力を育む教育を行うために必要なもの。



☆令和5年度からの新たな取組☆

3校一斉でノー残業デーを設定して確実に実施します

令和4年度末より先行実施をしておりました「3校一斉でのノー残業デー」を本年度も継続します。毎週金曜日になります。

学校からのお便りを精選して電子化も推進していきます

内容が重複しているものを統合したり、各種お便りのいくつかを電子化したりして、随時、見直しを図ります。

部活動は運営方針に則り適正に実施します

部活動は、茨城県「部活動の運営方針(令和4年12月)」定められた休養日や活動時間の上限等を遵守して適正に実施します。

**令和5年度は上記の3点を重点として進めていきます。
取組の結果を検証したり、ご意見をいただいたりしながら、随時、
見直しを図っていきます。**

これまでの取組も継続します！

- 長期的な視点で子どもの成長を見取るための年2回の通知票
- これまでの学校生活のリズムを大切にするための3学期制
- 日課を見直したことによる下校時刻の繰り上げ
- 週2日の5時間授業日の設定と適切な教育課程の実施
- 部活動の地域移行に向けての検討



新しい時代の教育の推進や時間外勤務の上限の設定により、地域行事への参加が限られたり、学校行事が精選されたりして、これまでの学校教育のイメージと変わったように感じることもあるかもしれませんが、しかし、児童・生徒と向き合う姿勢については変わることはありません。ご理解をお願いします。